

ふるさと小野町会 ふれあい通信

「飯豊小学校」卒業 五十二年ぶりの同級会

蒲生 吉夫
(飯豊出身・千葉支部)



飯豊小学校卒業して以来、実に53年ぶりに会うということになりました。小学校卒業後は小野中学校、滝根中学校へ行かれた方もいましたが、小学校卒業後一度も会っていない同士だと思いを掛けました。久しぶりの再会なので、顔も分らないメンバーが多いだろうということと、集合場所である東京駅「銀の鈴」には、世話人が作ってくれた「飯豊」という旗を掲げ待ち合わせました。そのようなこともあって、無事全員が出会うことができ、本当にホッとしました。その後は、同級

生が営業している「ナポリオン」というお店で懐かしい、懐かしい懇親会、次には、「はとバス」にてホテルでのバイキング料理、六本木でシヨウウを楽しみました。東京駅で出会ったときからずうっと「おしゃべり」は続き、ちよっと歩いているときも、バスの中でも、すべての時間がおしゃべりの輪が広がり、とどまることを知りませんでした。参加者からは「お会いできて最高にうれしかった」「昔の話で思い出したり、笑ったり、楽しかったです」とても楽しいひとときを過ごすことができ、大変幸せでした「懐かし、昔の顔を思い出しながら楽しいひとときを過ごせた」などの声がありました。また「今回の同級会は、何点くらいですか」に対しては「満点」「80点」「感激で点数の付けようがありません」などの点を付けていただきました。ふるさと飯豊の良さを感じさせた同級会となりました。ふるさとの人たちというものはいいものですね。何年過ぎてても「ふるさとの持つつながり」の良さは変わらないものだと感じました。

国民年金「一」ナ

社会保険料控除証明書が送付されました

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に被保険者の方に送付されました。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

●2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、2月発送の対象者は、納付済額が確定していますので、見込額欄はありません。

●国民年金保険料は家族で連帯して納付

国民年金の保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額的全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、年末調整などの手続きのとき

にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、「ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も、申告する方の申告書に添付する必要があります。

●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての問い合わせ

☎控除証明書専用ダイヤル

0570-0700-117

※一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。

☎IP電話などの方

03-6700-1130

●専用ダイヤルの開設期間

11月上旬から確定申告が終了する3月上旬ごろまでの予定です。祝日、12月29日から1月3日はご利用できません。

●受付時間

▽月から金曜日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は、午後7時まで受け付けします。

▽第2土曜日

午前9時30分から午後4時まで

●その他年金に関する問い合わせ

☎郡山社会保険事務所

024-932-13434

☎町民生活課

72-6933